

## 令和元年 天草市農業委員会第9回総会議事録

令和元年8月27日天草市役所本庁第2会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
10番	中村三千人 君	11番	山並彰一郎 君
12番	井島安一 君	13番	野中幸廣 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3名）

4番	松下敏明 君	5番	山下和弘 君
9番	富崎ますみ 君		

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

### 4、議事日程

#### 開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第76号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第78号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第79号 非農地通知書交付申請について
日程第7	報告事項について

#### 閉 会

開 議 午後 2 時 05 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第 9 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。8 月後半になり、雨も続いている状況です。自主事業で 9 月にひまわりの植栽を行いますが、まだ農地を耕すこともできていない状態です。また、8 月 29 日には農地利用最適化推進大会があり、10 月中旬には天草地区の農業委員で研修も行う予定ですので出席をよろしくお願い致します。本日は全体で 42 件の案件がありますので、慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、4 番松下委員、5 番山下委員、9 番富崎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、10 番中村委員、13 番野中委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 75 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は五和町の譲渡人より、佐伊津町の田 1,042 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した JA あまくさ佐伊津支所から北へ約 0.1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜及び果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。楠浦町の譲受人は岐阜県下呂市の譲渡人より、楠浦町の畑984㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から南東へ約1.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田731㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所栖本支所から南東へ約0.3km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願いします。

○6番（玉田秀敏君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。下浦町の譲受人は愛知県丹羽郡扶桑町の譲渡人より、下浦町の畑1,020㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願いします。

○3番（黒川紀世子君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5番について説明します。苓北町の譲受人は熊本市の譲渡人より、五和町の田2,846㎡と畑1,482㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草セントラル病院から南へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側、西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

本日欠席している山下委員からの意見ですが、「地区担当の推進委員と現地確認を行いました。問題はないと思われます。」と報告を受けています。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。6番について説明します。五和町の譲受人は福岡県太宰府市の譲渡人より、五和町の畑 813 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した鬼池港フェリーターミナルから南西へ約 1.8km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

本日欠席している山下委員からの意見ですが、「地区担当の推進委員と現地確認を行いました。問題はないと思われます。」と報告を受けています。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 7番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の畑 273 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南西へ約 1.8km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見を申し上げます。

○13番（野中幸廣君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第76号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。この案件は、令和元年5月に開催されました天草市農業委員会第6回総会において許可と判断された案件です。許可後、事業を行うにあたり、計画面積の変更が必要となり、今回、再度申請されました。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田1,218㎡と畑179㎡を宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した西の久保公園から東へ約0.2km、青色で着色した県道本渡芥北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅の需要が見込まれるため、共同住宅2棟、15台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 2番について説明します。転用者は新和町の法人で、新和町の田404.34㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から北へ約0.1km、青色で着色した県道大多尾新合線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、お寺の駐車場が不足している

ため、15台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 現地を確認しましたが、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は天草市で、河浦町の畑6,916㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から北東へ約3.0km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、杉700本、ヒノキ700本を植林し、山林として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に植林されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 先日現地を確認しましたが、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第77号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は諏訪町の個人で、大浜町の田185㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、6台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は諏訪町の個人で、大浜町の田6.61㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2番の件につきまして、質疑はありませんか。



(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。転用者は川原町の個人で、楠浦町の田568㎡を売買及び贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから南へ約0.9km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の5ページをお開きください。4番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑74㎡に賃借権を設定して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧本渡東小学校から南西へ約1.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、営んでいる石材店のトラック及び自己車両など、合わせて3台分の駐車

場として利用したいため宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5番について説明します。転用者は久玉町の法人で、久玉町の畑249㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、職員用の駐車場が不足しているため、10台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（金棒康二君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、有明町の畑778㎡を売買により取得して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から南へ約 0.4km、青色で着色した県道河内上津浦港線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを 216 枚設置し利用する計画です。資料③の 5 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7 番について説明します。転用者は熊本市の法人で、有明町の畑 954 m<sup>2</sup>に地上権を設定して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した有明東保育園から南へ約 0.1km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを 236 枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の6ページをお開きください。8番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑488㎡に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院付近、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し建替えが必要なため、住宅1棟、農業用倉庫1棟、3台分の駐車場、作業場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 9番について説明します。この案件は、令和元年5月に開催されました天草市農業委員会第6回総会において許可と判断された案件です。本来は所有権の移転で申請するものを誤って使用貸借権の設定で申請されており、今回、再度申請されました。転用者は五和町の個人で、五和町の畑92㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

本日欠席している山下委員からの意見ですが、「地区担当の推進委員と現地確認を行いま

したが、問題はないと思われます。」と報告を受けています。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10番について説明します。転用者は茶北町の法人で、五和町の田61㎡と畑21,816㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草セントラル病院から南へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネルを9568枚設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

本日欠席している山下委員からの意見ですが、「地区担当の推進委員と現地確認を行いました、問題は無いと思われます。」と報告を受けています。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 11番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑364㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江地区コミュニティセンターから南東へ約1.2km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真に

なります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、造船業を営んでおり、資材置場が不足しているため、船体用板材、金属部材置場、作業スペースとして整備し利用する計画です。資料③の6ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

本日欠席している松下委員からの意見ですが、「現地確認を行いました、問題はないと思われま

す。」と報告を受けています。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第78号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画ついてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の9ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が3件、再設定が14件、転貸が0件、合計18件で、筆数40筆、総面積が51,119㎡となっております。なお、所有権移転の計画（1件）につきましては、佐伊津町の個人が佐伊津町の畑22,895㎡を熊本県農業公社より売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第6、議第79号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の20ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数

は、本渡地域が1件、五和地域が2件、合計3件。筆数は全体で10筆、面積は6,516㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の8ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番から4番の地図です。旧本渡東小学校から東へ約0.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が5番の地図です。旧二江小学校から南東へ約1.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が6番から10番の地図です。鬼池港フェリーターミナルから南西へ約1.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） 説明がありましたが、まず1番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 2番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 3番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 4番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 5番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 6番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 7番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 8番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 9番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 10番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の21ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用

届はありませんでした。令和元年天草市農業委員会第8回総会、議第71号農地法第5条13番について申請書の譲受人の住所に誤りがあったと申し出がありました。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

午後3時20分

閉 会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 瓜 田 美

署名委員 野 中 幸 廣

署名委員 中 村 三 千 人